

# 東日本大震災復旧復興対策並びに 原子力発電所事故対策調査特別委員会

## 原子力災害に関する損害賠償請求等に関する調査報告

8月12日開催の緊急会議において特別委員長から次の調査報告が行われました。

### ◆調査目的

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会「総務分科会」においては、原子力災害の被害に対する自治体や市民の損害賠償について、原因者である東京電力が十分な対応を行っていないのではないか、また、現行の原子力災害に関する損害賠償制度に問題があるのではないかとという観点から、問題点の調査、分析とその対応策の提言を行うことを目的に、「本市における原子力災害に関する損害賠償請求等について」を調査事項と決定しました。

### ◆調査の経過

平成25年9月18日から委員による協議や平成25年11月27日の「福島市復興計画」の進捗状況の確認調査の中で市当局からの説明を聴取し、その結果も踏まえつつ、計15回の分科会を開催しました。

#### 【主な調査内容】

・福島市及び福島市民に對しての損害賠償に関する東京電力の見解、責務等について東京電力株式会社代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地副本部長の石崎芳行氏ほか2名を参考人として招致し、意見聴取を実施。



委員会・参考人招致の様子

・原子力災害に関する損害賠償について、その知見を有する弁護士渡辺淑彦氏、渡邊真也氏の2名を参考人として招致し、意見聴取を実施。

### ◆調査のまとめ

#### 一、原子力災害に関する損害賠償についての東京電力の対応について

東京電力に対し、原子力損害賠償紛争審査会の「指針」に対する認識を確認している状況との意識の乖離を感じたところであり、また、東京電力の損害賠償に対する姿勢は、原因者としての認識が乏しいことから、国を含めて責任ある対応を求めざるべきであるとの結論に達しました。

#### 二、精神的損害の一律的な賠償の継続について

東京電力は「指針」に基づき、自主的避難等対象区域とされた本市等の妊婦を除く大人への一律的な精神的損害等の賠償を初期の混乱期とされる平成23年4月22日までとし、妊婦や18歳以下の子どもについても、平成24年8月31日までと限定しており、それ以降の賠償については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が認められる原子力損害が発生し

ている場合について、個別の事情を伺い対応するとの見解が示されました。しかしながら、現在においても市民は、低線量被曝におびえ、精神的苦痛や不安を感じる中で、生活を強いられており、こうした状況は、精神的損害が現在も継続していることにほかならず、一種の継続的な不法行為を受けているといえるものです。よって、原子力災害に起因する損害として、精神的損害の一律的な賠償の継続を求めざるべきとの結論に達しました。

#### 三、原子力損害賠償紛争解決センターに関して

損害賠償の迅速かつ適切な対応と多数の被害者の混乱や不公平感を減じ、また、申立てを行っていない被害者に対しても賠償の範囲を明確にするためには、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準や和解事例を「指針」に反映させることが必要であり、さらに、東京電力が和解仲介案の一部を拒否している状況等に対し、和解仲介案が尊重される制度の構築を求めるべきであるとの結論に達しました。

### ◆市議会としての対応

今回の調査結果を踏まえ3つの課題の解決に向けて次の対応を行いました。

- (1) 国に対しては、「原子力災害の損害賠償等に関する責任ある対応を求める意見書」「精神的損害の一律的な賠償の継続を求める意見書」「原子力損害賠償紛争解決センターによる総括基準及び和解事例の『指針』への反映と和解仲介案が尊重される制度の構築を求める意見書」を提出しました。
- (2) 東京電力に対しては、原子力災害の損害賠償に関する責任ある対応を求める決議により、本市議会の意思を表明しました。
- (3) 市当局に対しては、次の3点について提言を行いました。

の推進

②本市の自治体賠償における、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立ての検討

③本市復興と被害者一人一人が原子力災害以前の生活を取り戻すために必要な各種施策の充実を国に求めること

市長へ提言を提出

**通年会期の開会のための緊急会議を開催**

去る8月12日に「会期を通常とする議会」を開催するための緊急会議が開催され、開会にあたり佐藤一好議長より通年会期に対するあいさつが行われ、1年を通して議会活動ができるようになった通年会期がスタートしました。